

帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人父母について、①申立人父（原発事故当時60歳代）につき、居住期間が55年以上にわたっていたことや、家業を継いで地域に根ざした飲食店を営みつつ、地域の経済団体の役職を長年務めるなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として70万円の賠償が認められたほか、平成23年3月から平成30年3月まで持病を理由とする月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、②申立人母（原発事故当時70歳代）につき、双葉町及びその周辺での居住期間が70年以上にわたっていたことや、申立人父とともに上記家業に長年従事していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として70万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項に掲げる損害項目及び対象期間に対する和解金として、金1088万5504円（別紙記載の和解金額合計）の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目及び対象期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年9月30日

（仲介委員 中尾 正浩）

損害項目		対象期間	金額
申立人X1			
生活費増加費用	上水道料金	H24.1.1～H30.3.31	¥150,000
	自家消費米	H23.3.11～H27.2.28	¥160,000
一時立入費用		H30.4.1～R5.12.31	¥18,304
精神的損害	生活基盤喪失による精神的損害増額分 (中間指針第五次追補第2の2)	—	¥700,000
	日常生活阻害慰謝料増額分 (中間指針第五次追補第2の4 I ⑥)	H23.3.11～H30.3.31	¥4,250,000
財物損害	事業用動産	—	¥557,200
申立人X2			
精神的損害	生活基盤喪失による精神的損害増額分 (中間指針第五次追補第2の2)	—	¥700,000
	日常生活阻害慰謝料増額分 (中間指針第五次追補第2の4 I ⑦)	H23.3.11～H30.3.31	¥2,550,000
申立人X3			
就労不能損害		H27.3.1～H28.2.29	¥1,800,000
和解金額合計			¥10,885,504